

令和2年3月10日

神奈川労働局長感謝状を贈呈しました

～県内企業への働き方改革の積極的な取組推進について～

【中栄信用金庫】

神奈川労働局（局長 荻原 俊輔）は、県内の労働者の働き方改革及び地域振興等を推進するため、神奈川労働局と「働き方改革に係る包括連携協定」を締結した金融機関のうち、神奈川労働局と連携し県内企業に対する働き方改革を特に積極的に推進した中栄信用金庫（理事長 石田 進）に、感謝状を贈呈しました。



右から、中栄信用金庫 理事長 石田 進 様
神奈川労働局 雇用環境・均等部長 室谷 留美

なお、当初予定していた感謝状贈呈式については、令和2年2月25日付け「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及びその後の状況を鑑み、中止となりました。

中栄信用金庫の企業への働き方改革推進の取組概要

○ 中栄信用金庫 理事長 石田 進

包括連携協定締結日：平成30年1月17日

(協定は神奈川県信用金庫協会と締結)

- ①神奈川働き方改革推進支援センターなどとの共催により「働き方改革セミナー」、「個別相談会」を実施。セミナーには定員30名のところ、34社42名の事業者が参加。さらに個別相談を行った会社があった他、神奈川働き方改革推進支援センターの専門家派遣を活用し、経営支援につながった。
- ②四半期に一度行っている景気動向調査内で、働き方改革についての特別アンケートを346社に実施し、取引先の働き方改革に係る課題を把握した。
- ③顧客企業へ課題をヒアリングし、社会保険労務士につないだところ、複数の雇用関係助成金が活用された。

※ 神奈川働き方改革推進支援センターとは

神奈川労働局の委託事業として、働き方改革の推進に向けて、中小・小規模事業者等を中心に、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和等に向けた取組を支援するため、電話等による個別相談、企業訪問による相談支援、出張相談会、事業主向けセミナー等を行っています。平成30年度より神奈川県中小企業団体中央会が受託しています。